

令和 7 年度

旭川農業水利事業

新上堰頭首工他河床變動解析業務

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

旭川農業水利事業新上堰頭首工他河床変動解析業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、旭川土地改良事業計画に基づき改修等を実施した新上堰頭首工の上流地点から金沢中野揚水機場取水樋門付帯施設の床止工の下流地点までの区間における河床変動解析を実施し、河川構造物及び河川への影響を評価するものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする箇所は、秋田県横手市上境字内阿摩部地内であり、別紙1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

現地調査のための土地立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木

		農業農村工学
	建設	河川、砂防及び海岸・海洋
博士（農学）	—	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

（照査技術者）

第１－７条

- 1 照査技術者は、共通仕様書第１－７条第２項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
	建設	河川、砂防及び海岸・海洋
博士（農学）	—	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第１－７条第５項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- 3 本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第１－８条

担当技術者は、共通仕様書第１－８条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第１－９条

共通仕様書１－１１条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第１－１２条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第１－１０条

受注者は、共通仕様書第１－３７条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなけれ

ばならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務では、次の図書を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準・設計 頭首工 (平成 20 年 3 月)	農業農村工学会	平成 20 年 3 月
2	河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	平成 26 年 4 月

(設計条件)

第2-2条

解析区間における施設の概要は次のとおりである。

新上堰頭首工

型式：フローティングタイプ半可動堰

堰長：93.5m

ゲート構造（土砂吐）：ローラーゲート H 2.7m×B 5.5m 1 門

（洪水吐）：油圧式起伏ゲート H 2.2m×B 20.0m 2 門

護床工：下流 115m（護床ブロック 2 t／個）

金沢中野揚水機場取水樋門床止工

帯工：天端高 EL=40.72m、径間長 71m、天端幅 1.2m、深さ 2 m

護床工：下流 10m、上流 5 m（護床ブロック 3 t／個）

(貸与資料等)

第2-3条

本業務における貸与資料は次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
業務 報告書	令和元年度 旭川農業水利事業	1 式
	新上堰頭首工下流河床変動解析業務	
	令和元年度 旭川農業水利事業	1 式
	新上堰頭首工他調査測量業務	
	平成 7 年度 県営かんがい排水事業	1 式

	金沢中野地区第 94801 号業務報告書	
工事図書	令和 5 年度～令和 6 年度 旭川農業水利事業 新上堰頭首工改修その他工事 関係図面等	1 式

上記資料のほか、監督職員との協議の結果、必要と認められた資料について貸与する。

(貸与資料等の取扱い)

第 2－4 条

第 2－3 条に示す貸与資料等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 貸与資料等の記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(収集資料)

第 2－5 条

収集資料は、次のとおりである。

分 類	収 集 資 料
河川整備計画	仙北・平鹿圏河川整備計画 ※資料入手先 秋田県建設部河川砂防課HP https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10601

なお、河川流量に係る資料は、発注者が秋田県より入手する資料を使用するものとする。

(関連業務)

第 2－6 条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調が図られた設計としなければならない。

業務名	業務実施期間
令和 7 年度 河川協議図書作成その他業務（仮称）	令和 7 年 4 月以降

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3－1 条

1 作業項目及び数量

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別添 2 「作業項目内訳表」に示すものとする。

作 業 項 目	作業数量
1 準備作業	1 式
2 解析業務	1 式

3 照査	1 式
4 点検とりまとめ	1 式

(作業の留意点)

第3-2条

- 1 作業を実施するにあたり、行政機関等からの資料を収集する場合は、事前に監督職員に通知するものとする。
- 2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 第2-3条及び第2-5条並びに共通仕様書に示す貸与資料等や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員及び工事担当者等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ア 業務実施条件
- イ 業務計画の妥当性
- ウ 設計変更内容
- エ その他必要な事項

(2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2 合同現地調査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員及び工事担当者等が、必要に応じて合同で現地調査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

3 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

- 4 業務確認会議において確認した事項については、業務確認会議記録簿に記録し、相互に確認する

ものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3－4条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

（1）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

（2）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

（1）受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

（2）本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

（3）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.digital.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ（解析条件の設定段階）
- 第3回 中間打合せ（解析結果報告段階）
- 第4回 中間打合せ（解析結果を踏まえた評価案作成段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

（成果物の提出）

第5－1条

成果物を共通仕様書第1章第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市本町2番9号（横手法務合同庁舎1階）

東北農政局旭川農業水利事業所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条

業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 2 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 3 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 4 履行期間の変更が生じた場合
- 5 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- 6 その他

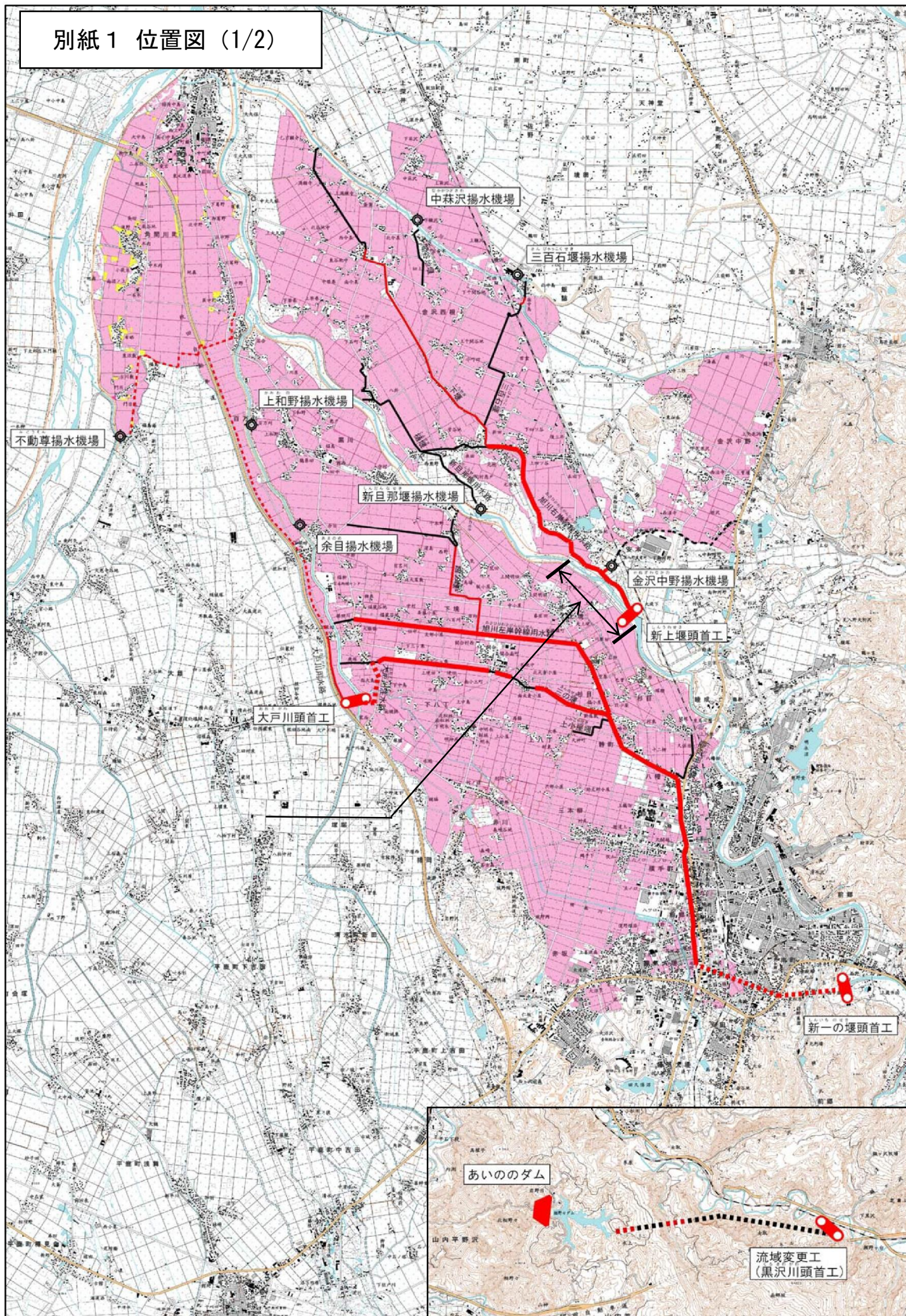
第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

第7－1条

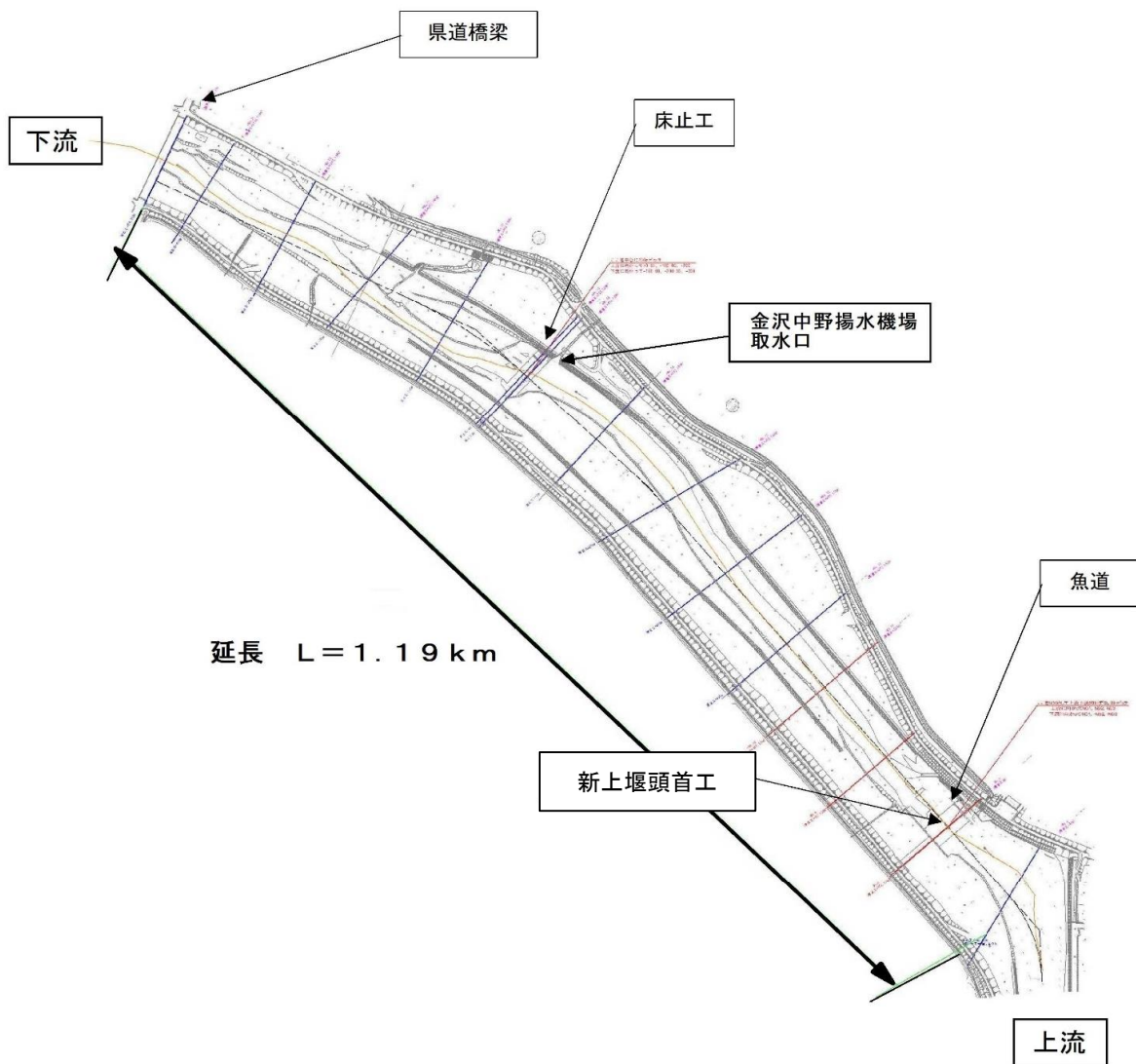
本特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 位置図 (1/2)



位置図 (2/2)

業務対象区間拡大図



【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1-1 現地調査	位置図に示す河床変動解析対象区間（以下「解析区間」という。）L=1.19kmについて、現場踏査により河床変動解析（二次元河床変動モデル）を行うに当たって河川の特徴を整理する。	○
1-2 資料の把握及び作業計画の立案	貸与資料及び本業務に必要な資料を収集し、作業計画を立案する。	○
2. 解析作業		
2-1 河床変動解析モデルの作成	解析区間の解析モデルを作成し、再現性の検証を行う。 （解析モデル及び再現性の検証は『令和元年度旭川農業水利事業所 新上堰頭首工下流河床変更解析業務』成果を使用する）	—
2-2 河床変動解析	河床変動解析モデルを用いて、対象区間の河床変動に関する長期予測を次のとおり行う。 ① 既存のハイドログラフ（1999年～2019年）についての再整理及び2020年から2024年までのハイドログラフを作成する。 ② 対象洪水量を1/2確率流量(180m ³ /s相当)以上を対象として、10年後、20年後、26年後の長期予測を行う。 ③ ②については、位置図に示す①床止工存置の場合、②床止工撤去の場合※ ² の2ケースにおいて行う。	○
2-3 解析結果の評価等	2-2の結果を踏まえ、床止工の存置又は撤去による河床変動への影響を評価する。評価に当たっては、対象区間の存する施設（新上堰頭首工及び金沢中野揚水機場樋門取水口（以下「取水口」という。））への影響を含めた整理とする。 ① 床止工存置・撤去に関する利点、欠点を整理する。 ② 床止工存置の場合における、床止工の現状評価、取水口への影響評価を実施し、河床洗堀・土砂堆積等に対する有効な対策案※ ³ を提示する。 ③ 床止工撤去の場合における取水口への影響、河床洗堀・土砂堆積等に対する有効な対策案※ ³ を提示する。 ④ ①～③を踏まえ、床止工の取り扱いについて、河川管理上、施設の維持管理等の観点から総合的な評価を行う。	○
3. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書を作成する。	○
4. 点検とりまとめ	各項目の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○

※1 上記作業の遂行に当たり、河川測量が必要となる場合は監督職員と協議するものとする。

※2 床止工撤去の場合の河川縦断については、解析条件の設定段階において監督職員と調整の上、決定するものとする。

※3 対策案の提示に当たって、構造計算等の詳細設計は不要と想定しているが、具体的な構造計算及び施工計画の立案等の対策案の実施設計が必要となる場合は監督職員と協議するものとする。